

静岡県耐震改修促進計画の改定（沿道建築物の耐震化促進）

（静岡県くらし・環境部建築安全推進課）

1 要 旨

大規模地震発生時における応援部隊の進出ルート等を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、本年4月1日に静岡県耐震改修促進計画を改定し、道路を閉塞する恐れのある建築物の所有者に対して、耐震診断の実施及び結果報告を義務付けた。

2 概 要

(1) 耐震診断を義務付ける対象道路等

耐震診断を義務付ける道路	道路延長	対象棟数
ア 県広域受援計画に基づく緊急輸送ルートのうち、東名・新東名それぞれの IC から県・市町災害対策本部（40 拠点）、災害拠点病院（22 拠点）、航空搬送拠点（3 拠点）を結ぶルート（計 65 拠点） 【考え方】大規模地震発生時に自衛隊や消防・警察の広域応援部隊等が重要な拠点施設へ進出するルートのうち、県広域受援計画で早期（目標 1～2 日）に拠点確保が必要な 65 拠点施設へのルートを選定	約 580 k m	541 棟
イ 県浜岡地域原子力災害避難計画に基づく P A Z ・ U P Z 内の避難経路 【考え方】地震発生直後に、原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、早期退避が必要な避難路として、P A Z ・ U P Z 内の避難経路を選定	約 110 k m	17 棟
合 計	約 690 k m	558 棟

(2) 耐震診断を義務付ける建築物

- ・ 前面道路の中心線から上方 45 度の線にかかる旧耐震基準の建築物

(3) 所有者の責務

- ・ 耐震診断の実施、結果報告の義務
- ・ 補強設計、耐震改修の努力義務

(4) 耐震診断結果の報告期限 令和 4 年 3 月 31 日（計画の施行から 3 年）

(5) 耐震診断結果の公表 令和 4 年 4 月以降、速やかに公表する予定

3 スケジュール

令和元年 5 月～ 所有者への通知、説明会の開催（今年度中に全所有者に説明）

7 月～ 耐震診断の開始

4 耐震診断に対する支援制度

- ・ 診断費用は全額公費負担（国 1/2、県 1/2）で、原則、所有者負担はない。
- ・ 早期に対象建築物全棟の耐震診断を行うため、所有者の委任を受けて、県が直接耐震診断を実施する委託方式を併用する。

沿道の建築物の耐震診断を義務付ける道路

(ア) 県広域受援計画に基づく緊急輸送ルート

(東名・新東名、ICから県・市町本部等への拠点進出ルート)

● 県庁・方面本部、市町本部 (40 拠点)

● 災害拠点病院 (22 拠点)

● 航空搬送拠点 (後藤運動公園、富士山静岡空港、航空自衛隊浜松基地)

(イ) 県原子力災害広域避難計画に基づくPAZ・UPZ内の避難経路

○道路中心線から上方に45度の斜線にかかる建築物

